

大阪市公告第49号

大阪都市計画の案を作成しようとするに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり大阪都市計画の原案に関する公聴会を開催するので、当該大阪都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において当該都市計画原案について意見を述べようとする住民又は利害関係人は、公述申出書を、縦覧期間満了の日までに大阪市長に提出すること。

令和6年7月30日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類及び名称

ごみ焼却場（4号鶴見ごみ焼却場）

2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市鶴見区焼野二丁目及び焼野三丁目並びに守口市大字寺方旧南寺方及び南寺方東通六丁目地内

3 都市計画原案の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和6年7月30日から令和6年8月13日まで

(2) 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

4 公聴会の開催日時及び開催場所

(1) 開催日時

令和6年8月26日（月） 午後2時から

(2) 開催場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所地下1階

第10共通会議室

5 公述申出書の提出に関する事項

(1) 提出方法

送付、持参又は大阪市行政オンラインシステムとする。

(2) 提出先

3(2)に同じ

(3) 提出期限

令和6年8月13日(火)

送付の場合は、期限までに必着すること。

6 公聴会の傍聴に関する事項

(1) 傍聴の定員

10名

(2) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、公聴会の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、公聴会の開催場所において傍聴の申込みを行うこと。

なお、申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。また、申込みの受付開始時において、傍聴しようとする者の人数が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

7 その他

公述申出書の提出がないとき又は公述の辞退があった場合において他に公述申出書の提出がないときは、公聴会は開催しない。

(計画調整局計画部都市計画課)